

# 保有個人情報開示請求書

年 月 日

株式会社エクシア  
代表取締役 塚田 裕二 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL ( )

個人情報の保護に関する法律に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

## 記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に記載してください。）
- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 ( )

<実施の希望日> (元号) 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

ウ 電磁的記録の提供（メールでの送付）を希望する。※ Mail:

- 3 手数料 (1件1000円) 郵便切手もしくは郵便小為替を同封してください。

## 4 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類（請求者本人の氏名及び現住所の記載のあるもの）

運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ( )

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（開示請求日以前30日以内に市区町村から交付されたもの）を添付してください。

※ 健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号を黒塗り



## 【説明】

### 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、内容確認等のため受付及び担当部署から連絡を行う場合があります。その際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、代理人による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

### 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

### 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日、写しの送付、又は電磁的記録の提供）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は弊社の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

### 4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている行政文書1件について、手数料として、1000円分の郵便切手もしくは郵便小為替を、保有個人情報開示請求書と同封の上、提出してください。

（中略：元の内容と同様）

## 5 本人確認書類等

### （1） 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、請求者本人の氏名及び現住所が記載された運転免許証（現住所が、裏面に記載されている場合は、裏面のコピーも含む。）、健康保険の被保険者証等をご提出ください。

※健康保険被保険者証を提示・提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号が見えないようにマスキング（黒塗り等）してください。

本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

### （2） 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市区町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号を黒塗りしてください。

### （３） 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

代理人が開示請求をする場合には、代理人自身に係る（１）に掲げる書類又は（２）に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、委任状（印鑑登録証明書付）その他代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他代理人であることを証明する書類は、市区町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。